

令和 7 年度第 2 回社会復帰促進等事業に関する検討会 議事要旨
(令和 7 年 12 月 3 日開催)

＜総論について＞

- 未払賃金立替払事業費を除く社会復帰促進等事業の令和 8 年度の要求額（764 億円）は今年度予算と同水準である。昨今の物価高や人件費の高騰といった外的要因の存在も理解するが、真に必要なものに絞り込み、平成 25 年度の水準（未払賃金立替払事業費を含めて 673 億円）を目指してほしい。また、各事業について P D C A サイクルによる不断の見直しを行い、無駄の削減・効率化を図っていただきたい。
- 通常国会における労働安全衛生法や労働施策総合推進法の改正に対応する観点からの増額が目立つ。法改正に伴う事業者や労働者の支援は重要な取り組みだが、法改正対応という理由だけで野放図に予算を拡大して良いわけではない。安全衛生確保事業についても、費用対効果の視点を持ち、既存の事業内容を不断に見直しながら事業全体として適正化を図っていただきたい。
- 社復事業全体の約 15%を占める未払賃金立替払事業費については、その性質上回収できないケースも少なくないことは理解するが、事業主が全額を負担する保険料に基づく社復事業として実施する以上、回収状況もチェックしていく必要があると考える。次回以降の検討会では、未払賃金立替払の状況の資料に、回収率のデータを提示することを要望する。
- 社会復帰促進等事業は、事故の防止、体制の整備のような付随・付加的な給付という位置付けであり、労災保険が保険制度であることに鑑みると、直接の給付の割合を高めていくことが労災保険制度のあるべき姿ではないか。例えば、事業内容を再検討し、労災保険の本体給付としてもよいものがないかということについても検証し全体を見直し社会復帰促進等事業に相応しい事業を再定義すべきではないか。
- 個々の事業については P D C A を回していることは評価したいが、社会復帰促進等事業全体として、重点政策課題は何なのか、どのような支援をしているのか、過不足があるのかなどについて、政府全体の他政策に照らしながら、大局的に検討していくことが必要。
- 法改正に伴う増額については異論ない。法改正の周知を行なながら事業の利用促進を行ってほしい。法改正に関連し、産業保健総合支援センター及び外国人技能実習機構の体制整備が重要と考える。体制整備には相応の予算を投じる必要があり、全体的な配分を見ながら、必要性の高い事業にメリハリのある予算配分をお願いしたい。
- 社会復帰促進等事業と雇用保険二事業との区分けがわかりにくく、それぞれで支出するものの基準を明確にしていただきたい。

- 社会復帰促進等事業全体の予算について、平成25年度の水準にするために、各事業について不断の見直しの徹底をいただきたい。増額の必要性を説明することは勿論のこと、財政規律の観点からも、予算総額を如何に前年度以下に抑えていくのかという具体的な視点こそ、是非お示しいただきたい。緊張感を持った予算事業の策定・執行をお願いしたい。
- 社会復帰促進等事業費が増大し続けていることから、個別事業の予算の増減のみならず、社会復帰促進等事業として実施するのにふさわしい事業かどうかや、年度ごとの重点度を踏まえて事業を厳選することも必要ではないか。積み上げ型ではない重要度・優先度に応じて検討いただき、予算が膨らまないようにお願いしたい。その他、リーフレットの指標についても、見直しをお願いしたい。

＜個別事業について＞

○No.13 労災特別介護施設運営費・設置経費

- ・ 当該事業については社会復帰促進等事業として継続実施していくことについて、疑問を持っている。介護人材、医療人材が、処遇の問題も相まって人手不足である中、維持可能なのか、労災保険で本当に必要な施設なのか検討いただきたい。

○No.20 職場における化学物質管理のための総合対策

- ・ リスクアセスメントマニュアルの作成支援が含まれるところ、新たな化学物質規制の普及定着に向け、必要な予算を措置していただきたい。

○No.21 産業保健活動総合支援事業

- ・ 産業保健総合支援センターの地域差の解消をお願いしたい。また、ストレスチェックの施行まで体制拡大を続けるのか。
- ・ ストレスチェックの義務化施行に向け、限られた予算の中で効果が出るようしっかりP D C Aサイクルを実施していただきたい。（No.23 メンタルヘルス対策事業も同旨指摘）
- ・ ストレスチェックの義務化に備え、小規模事業場へのストレスチェックについてしっかり周知いただきたい。

○No.22 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組

- ・ 前回の検討会で指摘があった、リーフレット配布に係るアウトプット目標について、指標が変更されていないことは残念。

○No. 24 治療と職業生活の両立支援事業

- ・ 令和7年度の事業内容にはなるが、事業主による治療と仕事の両立支援措置の適切有効な実施を図るための指針の原案作成に係る検討会の費用を社復事業で手当する必要があるのか。指針の策定は改正労推法に基づく国としての当然の対応のため、費用は一般会計で賄うべき。

○No. 25 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費

- ・ 事業内容から見ると、雇用保険二事業の方がなじむのではないか。

○No. 30 自動車運転者のための労働時間の改善のための環境整備等

- ・ 自動車運転者の労働環境改善は重要であることから、本事業も重要と考える。単年度の評価にとらわれることなく、労働環境の改善、取引慣行の改善も含め、自動車運転者への継続的な支援をお願いしたい。

○No. 33 外国人技能実習機構交付金

- ・ 令和8年度から育成労制度の申請が始まる中、予算が減額となっている。外国人労働者が増えてくれば監査等について割く人員も必要となる。申請のオンライン整備も含めて、充実を図っていただきたい。

○No. 35 産業医学振興経費

- ・ 産業医不足の状況や産業医に求められる役割が増えていることからすると、産業医の離脱者が減少しているのは良いことと考える。今後とも産業医が増えて行くようにお願いしたい。

○No. 37 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

- ・ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業について、社復事業の趣旨目的にはそぐわないのではないか。
- ・ 働き方改革関連法の施行から長い期間経過したことを踏まえ、事業規模の縮小を要望してきたが、増額となっている。社復事業として実施する理由をお示しいただきたい。そのような観点から、割増賃金率を引き上げた場合における助成金の加算について、過重労働防止対策としての効果はなく、働き手の健康確保には直結せず、制度趣旨から外れるものと考える。
- ・ 中小企業団体の立場としては重要な事業と考える。事業の維持継続、必要に応じて増額をお願いしたい。働き方改革から5年が経過したが道半ば。助

成金の利用も多く充実していく必要があり、働き方改革推進支援センターについても、伴走型支援のニーズが高く、引き続き体制強化に取り組みいただきたい。

- ・ 助成金の勤務間インターバルコースに関連し、勤務間インターバルの導入については、人材確保、過労死等防止の観点からも重要と考える。残業の少ない余裕がある企業には、助成金とともに就業規則に明記させるように、労働局から働きかけていただきたい。また事業協同組合で普及させることも重要。
- ・ 団体推進コースについては、素早く支給いただいたことに感謝の声が届いている。また、取引環境改善コースの新設については、運送事業者の長時間労働をなくし人材を確保するためにもぜひ推進をしていただきたい。

○No. 41 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費

- ・ 本事業が社復事業の趣旨目的からは遠いと考えられる中、新規事業の共同浄化槽設備廃止に係る清掃砂埋め工事と研修用タブレットの更新について、社復事業として支出する必要性は薄い。